

# ヘルパーステーションひまわり 重要事項説明書

※本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく〈居宅介護、重度訪問介護〉（以下、「居宅介護等」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
7. 秘密の保持と個人情報の保護について	5
8. 事故発生時の対応	5
9. 緊急時の対応	6
10. 苦情の受付について	6
11. 虐待防止に関する事項について	7
12. 身体拘束の禁止について	7
13. 業務継続計画の策定等について	7
14. 衛生管理等について	7

株式会社明るい介護

ヘルパーステーションひまわり

当事業所は障害福祉サービス事業所の指定を受けています。

(北海道指定 第 0112906250 号)

## 1. 事業者

名 称	株式会社 明るい介護
所在地	旭川市永山 8 条 13 丁目 8 番 23 号
電話番号	0166-40-3100
代表者氏名	代表取締役 藤田 学
設立年月日	平成 21 年 2 月 12 日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害福祉サービス事業所 平成 21 年 6 月 25 日 (指定) 北海道指定 第 0112906250 号
事業の目的	株式会社明るい介護が設置するヘルパーステーションひまわり (以下「事業所」という。) が行う指定居宅介護及び指定重度訪問介護 (以下「指定居宅介護等」という。) の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。
事業所の名称	ヘルパーステーションひまわり
事業所の所在地	旭川市永山 8 条 13 丁目 8 番 23 号
電話番号	0166-40-2040
管理者氏名	中内 沙弥
事業所の運営方針について	<p>(1) 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>(2) 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p>
開設年月日	平成 21 年 7 月 1 日
事業所が行っている他の業務	訪問介護・第 1 号訪問事業 平成 21 年 4 月 8 日 北海道指定 第 0172903486 号

### 3. 事業実施地域

通常の事業の実施地域は旭川市とする。

### 4. 営業時間

営業日	365日
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:00
サービス提供時間帯	0時から24時(24時間営業)までとする

### 5. 職員の体制

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上 (常勤兼務・常勤専従)

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行う。

(3) 従業者 常勤換算 2.5名以上

従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

I 居宅介護

①身体介護 (ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)

○入浴介助・清拭・洗髪 … 入浴の介助や清拭 (体を拭く) や洗髪などを行います。

○排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助 … 食事の介助を行います。

○衣服の着脱の介助 … 衣服の着脱の介助を行います。

○通院介助 … 通院の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行います。

※ 医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理 … 利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除 … 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

（脳性麻痺などの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

④その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

## (2) サービス実績記録の確認

当事業所はサービス実績記録に関して、利用者様等に指定居宅介護サービスを提供したことについて確認を行います。

## (3) サービス実績記録の交付について

サービス実績記録の確認を書面でご希望される場合は文書を交付します。ただし、サービス実績記録の控えの発行をご希望される場合は有料となります（6項（9）参照）。

## (4) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

< 2人の居宅介護従業者により訪問を行った場合 >

- 1人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の居宅介護従業者でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

< 利用者負担額の上限等について >

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者の希望により当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨を申し出ください。

#### <償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

#### (5) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、居宅介護従業者が訪問するための交通費（通常の実施地域以外の場で自動車を使用した場合は、実施地域の範囲を超えた地点から片道1kmにつき40円（税込44円）をいただきます。（別紙1の料金表参照にてサービス利用料とともに1ヵ月ごとにお支払いいただきます。）

#### <サービス利用料金>

別紙1の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

#### <利用者負担に関する月額上限>

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1 (障がい者)	市町村民税課税世帯 (注1)	所得割160,000円未満 ※入所施設利用者、グループホーム利用者、 宿泊型自立訓練利用者を除きます(注2)	9,300円
一般1 (障がい児)		所得割280,000円未満 (20歳未満の入所施設利用者)	4,600円 (9,300円)
一般2		上記以外	37,200円

(注1) 所得割額が一般1の基準額（障がい者：160,000円、障がい児：280,000円）以上であっても、市民税賦課基準日で19歳未満の方を扶養している場合は、所得区分が一般1になる可能性がありますので、詳しくは市町村担当課窓口までお問合せください。

(注2) 施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者、宿泊型自立訓練利用者は市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

#### (6) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

事業者は、6項(4)、及び6項(5)、6項(9)の料金・費用を1ヵ月ごとに計算し明細を請求書に付して毎月10日までに利用者、契約者または金銭管理者に送付します。

ただし、郵送日の曜日により前後する場合があります。

利用者は、毎月 20 日までに事業者の指定する方法で支払います。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

(7) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 17 時までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。(別紙 1 参照)
- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、居宅介護従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者へ提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を行います。

(8) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその 2 ヶ月前までにご説明します。

(9) 印刷料について

サービス実績記録控えをご希望された場合は印刷料として 1 枚につき 10 円(税込 11 円)いただきます。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 業者および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- (2) 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への連絡、搬送等の措置を講じ、速やかに利用者のお住まいの市町村長、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

なお、当事業所の居宅介護等サービスにより契約者及び利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、必要に応じて損害賠償いたします。

#### 9. 緊急時の対応方法

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

担当者：管理者又はサービス提供責任者

連絡先：電話番号 0166-40-2040

(月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30 土曜日 8:30 ～ 12:00)

#### 10. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談、サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払い、手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

担当者：管理者又はサービス提供責任者

連絡先：電話番号 0166-40-2040

(月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30 土曜日 8:30 ～ 12:00)

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

旭川市明るい福祉施設をつくる運営協議会	所在地 旭川市 5 条通 4 丁目ときわ市民ホール 1 階 旭川社会福祉協議会内 電話番号 0166-23-0742 F A X 0166-23-0746
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道立道民活動センター 電話番号 011-204-6310 F A X 011-204-6311

#### 11. 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置を行います。
- (2) 苦情解決体制の整備を行います。
- (3) 従業者等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底を行います。

#### 12. 身体拘束の禁止について

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
  - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ② 従業者等に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
  - ③ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

#### 13. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修等を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 14. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 従業者等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 管理者 中内 沙弥 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意致しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印

居宅介護サービス費 利用者負担割合は「福祉サービス受給者証」の割合とする。

**(居宅介護サービス費)**

身体介護	30 分未満	256 単位
	30 分以上 1 時間未満	404 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位
	3 時間 30 分以上	921 単位に 30 分増すごとに +83 単位
家事援助	30 分未満	106 単位
	30 分以上 45 分未満	153 単位
	45 分以上 1 時間未満	197 単位
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	239 単位
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275 単位
	1 時間 30 分以上	311 単位に 15 分を増すごとに +35 単位

福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)	毎月算定した総単位数の 41.7%
福祉・介護職員等処遇改善加算 (II)	毎月算定した総単位数の 40.2%
福祉・介護職員等処遇改善加算 (III)	毎月算定した総単位数の 34.7%
福祉・介護職員等処遇改善加算 (IV)	毎月算定した総単位数の 27.3%

基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの総単位数に上記の加算率を乗じる

**(重度訪問サービス費)**

1 時間未満	186 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	277 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	369 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	553 単位
3 時間以上 3 時間 30 分未満	644 単位
3 時間 30 分以上 4 時間未満	736 単位
4 時間以上 8 時間未満	821 単位に 30 分を増すごとに +85 単位
8 時間以上 12 時間未満	1,505 単位に 30 分を増すごとに +85 単位

12 時間以上 16 時間未満	2, 184 単位に 30 分を増すごとに +81 単位
16 時間以上 20 時間未満	2, 834 単位に 30 分を増すごとに +86 単位
20 時間以上 24 時間未満	3, 520 単位に 30 分を増すごとに +80 単位

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	毎月算定した総単位数の 34.3%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	毎月算定した総単位数の 32.8%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	毎月算定した総単位数の 27.3%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	毎月算定した総単位数の 21.9%

基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの総単位数に上記の加算率を乗じる

### （共通加算要件）

- ※ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者、及び居住する利用者の人数が 1 ヶ月当たり 20 人以上の場合は 10%、50 人以上の場合は 15%減算となります。
- ※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のサービス等利用計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。

※ 初回加算	1 月につき 200 単位
※ 喀痰吸引等支援体制加算	1 人 1 日当たり 100 単位
※ 特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の 20%
※ 特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の 10%
※ 特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の 10%
※ 特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 5% (居宅介護サービスのみ)

※ 身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1%を減算
※ 虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1%を減算
※ 情報公表未報告減算	所定単位数の 5%を減算

業務継続計画未策定減算

所定単位数の 1%を減算

※令和 7 年 4 月より算定となります

#### 交通費について（契約書第 5 条）

通常の実施地域以外場で自動車を使用し、実施地域の範囲を超えた地点から  
片道 1km につき 40 円（税込 44 円）

#### 印刷料について（契約書第 5 条）

記録物（介護給付費に関連する書類を除く）交付として 10 円（税込 11 円）

#### キャンセル料について（契約書第 6 条）

前日午後 5 時までに申し出の場合 無 料

前日午後 5 時までに申し出がなかった場合 1,000 円（税込 1,100 円）

申し出なく不在の場合 2,000 円（税込 2,200 円）

※但し、ご利用者の急変や急な入院などやむを得ない事由がある場合はキャンセル料を請求しません。